

建築士法は、昭和25年田中角栄などが提出した議員立法により成立した。その趣旨は建築基準法と一対になって、建築の安全安心を実現するためのシステムをつくることにあった。建築士とは、一定の学歴と経験があり、国が行う試験に合格した技術者であり、国は建築士に業務独占を与える、というものだ。現在、士会が主体となって進めている専攻建築士制度もその延長上にある。

建築基準法は国民生活の安全安心を目的としており、建築士は技術者である。職業者の倫理や建築文化の担い手といった視点は薄い。また、建築士法成立当時の国会記録によると、建築士が営利企業に取り込まれないように一線を画するべきとの共産党の主張に対して、提案者田中角栄は、その必要性は認められたものの時期尚早と答弁している。結局、建築事務所の開設者への営利事業者の参入は認められ、既成事実化した。

登録建築家制度は、故鬼頭梓が日本建築家協会会長の時、「建築家とは何か」を自ら明らかにしよう、と言い出したことに始まる。鬼頭の頭の中には「建築士は建築家ではない」という思いが強くあり、士法の改正により建築家を法的に位置づけることが可能か？という問いがあったと思われる。

鬼頭は、師前川國男より「建築家の自由と自立を目指す職能確立運動」を受け継いだ。鬼頭は、その前進のためには、一般に分かりやすい建築家像を示すことが必要で、それにはより明確で具体的な建築家の定義が不可欠であると考えた。それは建築家であるために必要な倫理観、学歴、職歴、作品歴、生涯学習、といった細目を具体的に定めることだ。

鬼頭の考えの底流には前川から受け継いだ「プロフェッション」の思想がある。プロフェッションとは前川がコルビジエから感化を受けたと思われる西欧的な職業思想であり、キリスト教精神に根ざすものである。

プロフェッション思想の根幹は「プロフェスは神との契約であり、その契約の内容は、①社会の公益に不可欠な職業であること、②高度な専門性を有する個人であること、③営利を目的としないこと、④倫理を担保する団体を構成すること」とされる。

この中で、③の「営利を目的としない」は、営利が社会を動かしている資本主義社会において、特に重要である。社会が営利に偏することによって生じる歪みを、プロフェッションが機能することによって正すという考え方があるからである。このことは代表的なプロフェッションである弁護士、医師、宗教家などが社会の中で果たしている機能を見れば明らかであろう。

かつてJAAが行った建築設計業務法制定運動は、①5年以上の実務経験、②士法上の開設者資格、③兼業の禁止、④設計監理法人、⑤業務団体の設立などの実現を求めたが、その内容は建築家のプロフェッションを法的に確立しようとする運動の第一歩であった。

JIA が始めた登録建築家制度はこうした流れの中から生まれたものであり、現行の士法の上に、第三者である認定評議会が認定した建築家に登録建築家の名称を与えるシステムである。

登録建築家制度は、専兼の別など業務上の立場を区別していない。その理由はこの制度が法制化の議論にのった時、士法の開設者条項との妥協点をさぐる、特にゼネコンに所属する建築家に対して門戸を開いておきたいという現実的な理由があったからだと思う。

しかし、営利法人による建築設計事務所の開設を制限しない建築士法は、プロフェッションの非営利の思想とは根本的に矛盾する。また、建築家を抱えるゼネコンやラージファームなどの法人に見られる営利的経営姿勢とプロフェッションの非営利性との矛盾は、JIA が常に抱えている難問の一つである。

一方で、UIA、APECなどの外的事情との整合性が急がれるなか、一時は、士会とJIA間で資格の相互認証を約束するなど、士法改正を審議する関係団体間で合意ができるかに伝えられたこともあった。しかし、建築事務所開設者の営利性制限をめぐる建築士法の壁は厚く、現状を見る限りJIAが目指すプロフェッションの自由と自立を実現する形での合意形成は難しいといわざるを得ない。

かつてJIAは、会員数1万5千人体制を目標に結成されたが、現在は5千人ほど、はっきり言って中途半端である。今、登録建築家5万人の目標を掲げても、JIA 単独の力ではできない。だからといってJIAが永年掲げてきたプロフェッションの旗を降ろしてもよいと、私は思わない。

私は、登録建築家制度について、鬼頭梓の言葉「建築家は何ものかを明らかにしよう」にもどって、一般に分かる言葉で建築家を定義し、その定義にふさわしい人をプロフェッショナルとして登録するというシンプルだが極めて難しい作業を愚直にやっていくべきだと思う。その定義には、やはり「非営利性」をつらぬいて欲しい。しかし、今、社会の中で建築家が置かれている状況は、明らかにそれとは逆を向いている。だからこそ、登録という目に見える形で建築家のあるべき姿を一般に示す必要があるのだと思う。

コンペの成否が審査員にかかっているのと同様、登録建築家制度の成否は第三者による評議委員会の委員の人数にかかっている。そこが最も重要だ。登録建築家制度が今やるべきことは、オープン化や法制化ではなく、例えば人数が少なくとも、例えば時間がかかっても、その内容の深化と純化なのではないか。それが結局社会の理解を得る近道なのではないか、と私は思う

以上